

令和6年 第1回定例会

中空知広域水道企業団議会 定例会 議事録

# 令和6年第1回 中空知広域水道企業団議会 定例会

令和6年3月1日（金） 滝川市役所10階議会議場

午後0時55分 開 会

午後1時35分 閉 会

## ○議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告第1号 例月現金出納検査報告について

日程第5 議案第1号 令和6年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算

日程第6 議案第2号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第3号 中空知広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第4号 中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第5号 議会の議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 一般質問

## ○出席議員 13名

1番 寄谷 猛男 君	2番 好川 章 君	3番 藤田 哲也 君
4番 堀 重雄 君	5番 柴田 文男 君	6番 多比良 和伸 君
7番 沢田 広志 君	8番 是枝 貴裕 君	9番 高田 浩子 君
10番 本田 加津子 君	11番 松井 敬道 君	12番 森岡 新二 君
13番 星 厚早 君		

○説明員 企業長	前田 康吉 君	副企業長	飯澤 明彦 君
副企業長	柴田 一孔 君	副企業長	三本 英司 君
参 与	中島 純一 君	監査委員	宮崎 英彰 君
監査委員	山口 俊哉 君		
企業局長	原田 暢裕 君	監査事務局長	前田 昌敏 君
工務課長	吉尾 一彦 君	工務課主幹	亀田 忠洋 君
滝川営業所長	遠藤 友樹弘 君	砂川営業所長	岩崎 賢一 君
歌志内営業所長	山田 元 君	奈井江営業所長	加藤 一之 君
営業課課長補佐	山崎 仁嗣 君	営業課課長補佐	下道 くみこ 君
工務課課長補佐	金瀧 靖次 君		
工務課係長	山口 祥弘 君	工務課係長	佐藤 純平 君
営業課主任主事	中易 千春 君	営業課主任主事	松本 憲英 君
工務課技師	野村 軍太 君		

○会議事務従事者	議会事務局長	澤田 忠信 君
	事務局書記	五十嵐 みゆき 君

◎開会・会議宣言		開会 午後0時55分
○議	長	ただいまより、令和6年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
○議	長	ただいまの出席議員数は13名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議	長	発言は質問席で行い、討論は演壇で行うことといたします。
○議	長	日程第1 「会議録署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において3番藤田議員、11番松井議員を指名いたします。
○議	長	日程第2 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。今定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。 これにご異議ございますか。
○議	長	(異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定いたしました。
○議	長	日程第3 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。  (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	本日、令和6年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。議員の皆様には、ご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思いますが、1点につきまして口頭でご報告させていただきます。 水道水の供給状況でございます。令和5年11月分から令和6年1月分までの有収水量につきましては、135万9,347立方メートルとなり、令和4年度における同期間の有収水量と比較いたしますと、98.65パーセントとなっております。 口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告及び議案等につきまして、後ほどご説明申し上げますのでご審議のほどよろしく願い申し上げます。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますか。

		(なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これをもちまして、行政報告を終わります。
○議	長	日程第4 報告第1号「例月現金出納検査報告について」を議題とします。 「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第1号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第5 議案第1号「令和6年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」及び、日程第6 議案第2号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。  (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	令和6年第1回中空知広域水道企業団議会定例会の開会に当たり、新年度予算案の大綱についてご説明申し上げます。 本予算においては、当企業団の水道事業経営の基本である「水道事業ビジョン」などの各種計画に基づき予算編成を行いました。 コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰など、社会情勢の先行きを見通せない状況が依然として続いております。 一方、国内の水道事業の出来事に目を移しますと、昨今、水道施設や管路等の老朽化による事故が全国的に発生し、老朽化施設の更新需要の増大が喫緊の課題とされており、当企業団におきましても、水道施設や水道管の更新及び改修等を継続し、安全・強靱・持続を基本とした事業を実施していくこととなります。 また、給水人口の減少に伴い給水収益が減少傾向にあり、経営環境が厳しくなる中で安定供給を継続するために、限られた財源を効果的に活用しながら事業を推進し、住民の皆様に安全で安心な水をお届けすることが水道事業者としての使命であります。 さらに、今年に入り、能登半島で発生した地震に伴う大規模な断水などの被害

の状況を目の当たりにし、当企業団職員一人一人が生活インフラを守る重要な役割を担っていることを改めて強く自覚するとともに、自然災害への備えにも十分に対応し、関連団体との連携を強化することで、水道事業者としての責務を果たし、住民の安全な暮らしの維持に努めてまいります。

令和6年度予算における主な内容としましては、収入の根幹となる給水収益については、前年度比1.8パーセント程度の減となる14億5,831万円を見込み、施設整備費については、安全な水づくりが持続し、水道利用者に安定供給できるよう、各地区合計26か所、4,583メートルに及ぶ配水管整備を行うほか、2か年事業として債務負担行為で定めた浄水場受変電設備更新工事をはじめとする5か所の施設整備を行う予定であります。

それでは、はじめに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入では、営業収益を15億5,283万円、営業外収益を1億3,948万円計上し、総額16億9,231万円を見込んだところであります。

支出は、営業費用を15億5,304万円、営業外費用を7,571万円、特別損失55万円、予備費を280万円計上、支出総額16億3,210万円を見込んでおり、収支差引としては6,021万円となる見込みであります。

次に資本的収入及び支出について申し上げます。

収入では、企業債を1億5,000万円、出資金を1,957万円、国庫補助金を1,870万円、補償金を627万円計上し、収入総額1億9,454万円を見込んだところであり、支出は、建設改良費を8億4,728万円、企業債償還金を3億9,041万円、国庫補助金返還金を284万円、予備費を200万円計上し、支出総額12億4,253万円を見込んでおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額10億4,799万円は、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填することとしています。

以上、令和6年度水道事業の予算大綱について申し上げましたが、詳細につきましては、担当よりご説明申し上げますので、住民の皆様、企業団議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なご審議をいただきますよう重ねてお願い申し上げます、予算大綱の説明といたします。

(原田企業局長挙手)

○議 長

局長。

○局 長

議案第1号「令和6年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。総給水量、544万7,000立方メートル、1日平均給水量、1万4,923立方メートル、給水戸数3万477戸を予定しております。

主な建設改良事業につきましては、配水管更新工事、及び浄水場設備更新工事などの施設整備費としまして6億7,827万4,000円、水道メーターの新設、及び交換に要する量水器費としまして1億3,371万6,000円を予定しております。

第3条は、「収益的収入及び支出」でございます。「収入」では、第1款、水道事業収益、第1項、営業収益から第3項、特別利益までの合計で16億9,231万2,000円を予定しております。

「支出」では、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用から第4項、予備費までの合計で、16億3,210万4,000円を予定したところでございます。

第4条は、「資本的収入及び支出」でございまして。「収入」では、第1款、資本的収入、第1項、企業債から第4項、補償金までの合計で、1億9,453万7,000円を予定したところでございます。

2ページをお開きください。「支出」では、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から第4項、予備費までの合計で、12億4,253万4,000円を予定したところでございます。

1ページにお戻り願います。資本的収入が資本的支出に対し、不足する額10億4,799万7,000円については、当年度分、損益勘定留保資金などで補填したいとすることでございます。

再度、2ページをお開きください。第5条の債務負担行為では、浄水場受変電設備更新工事で、期間は令和6年度から令和7年度と定め、限度額を2億2,110万円と定めるものでございます。

第6条の企業債では、起債の目的とする施設整備事業の財源としまして、1億5,000万円の借入れを限度額と定めるほか、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を2億1,000万円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございまして、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合、及び営業費用と営業外費用の経費の流用について、できることを定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費を職員給与費2億1,964万1,000円、及び交際費10万円と定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を6,849万8,000円と定めるもので、量水器の購入費でございまして。

第11条は、重要な資産の取得及び処分、取得する資産としまして、給水車1台とするものでございます。

4ページをお開きください。「予算実施計画」でございまして。

4ページは「収益的収入及び支出」5ページは「資本的収入及び支出」でございまして。詳細につきましては、予算明細書でご説明申し上げますので、お目通し願います。

7ページをお開きください。「キャッシュフロー計算書」でございまして。

一番下の段になりますが、令和6年度期末の資金残高は13億3,132万6,000円を予定しております。

次に8ページから11ページまでは、所定の様式によりまして「給与費明細書」でございましてお目通し願います。

会計年度任用職員を除く職員数については、令和5年度と同じく23名を予定しております。

また、9ページの表中、会計年度任用職員の手当について、新たに勤勉手当分を記載しております。

13ページをお開きください「債務負担行為に関する調書」でございまして、お目通し願います。

14、15ページについては、「令和6年度予定貸借対照表」で利益剰余金につきましては、15ページの下から4段目になりますが、期末で15億3,238万7,000円を予定しております。

16、17ページについては、「令和5年度予定貸借対照表」でございますのでお目通し願います。

18ページをお開きください。「令和5年度予定損益計算書」でございますのでお目通し願います。

19ページに移りまして「予算明細書」です。主なものについてご説明申し上げます。「収益的収入及び支出」の「収入」でございます。

1款、水道事業収益、1項、営業収益、1目、給水収益、14億5,831万7,000円については、前年比1.8%の減で見込んでおります。

2目、受託工事収益、3目、その他営業収益については、特段申し上げることはございません。

2項、営業外収益、1目、受取利息、159万7,000円については、前年比159.3%の増で、令和5年度に購入した北海道債2億円分の運用利息によるものです。

3項、特別利益については特段申し上げることはございません。

20ページをお開き下さい。「支出」でございます。1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、議会及び監査費につきましては特段申し上げることはございません。

2目、原水及び浄水費、3億3,816万4,000円については、浄水場の運転管理に係る経費で前年比4.6%の減で、電気料金の見込み減などによるものでございます。

21ページに移りまして3目、配水及び給水費、1億3,640万7,000円については、前年比9.1%の減で、老朽化施設改修計画完了に伴う委託料の減などが主な要因でございます。

4目、受託工事費につきましては特段申し上げることはございません。

22ページをお開き下さい。5目、業務費、1億5,071万9,000円については、水道料金の賦課徴収に係る人件費及びメーター検針委託料などの経費でございます。

6目、総係費、6,519万9,000円については、総務担当の人件費及び各営業所設置に対する負担金などの経費でございます。

23ページに移りまして、7目、減価償却費、8目、資産減耗費につきましては特段申し上げることはございません。

2項、営業外費用、3項、特別損失、4項、予備費につきましても、特段申し上げることはございません。

24ページをお開き願います。「資本的収入及び支出」について、ご説明申し上げます。最初に「収入」でございます。1款、資本的収入、1項、1目、企業債、1億5,000万円については、前年と同額を見込んでおります。

2項、出資金、3項、国庫補助金、4項、補償金については、いずれも対象となる工事費が減となったことに伴うものでございます。

負担金、3,116万8,000円の皆減につきましては、水道料金システム更新完了に伴う構成団体からの負担金の減でございます。

25ページに移りまして、「支出」でございます。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、施設整備費、6億7,827万4,000円については、前年比34.5%の減で、工事請負費の減が主な要因でございます。なお、工事請負費の内訳は説明欄に記載しておりますのでお目通し願います。

2目、量水器費につきましては特段申し上げることはございません。

26ページをお開き願います。3目 固定資産取得費、3,529万2,00

		<p>0円については、給水車ほか水質検査機器などの購入費でございます。</p> <p>2項、企業債償還金につきましては、特段申し上げることはございません。</p> <p>3項、1目、国庫補助金返還金283万9,000円は、令和4年度に実施した自家用発電機更新工事及び滝川第一配水池系基幹管路更新工事に係る国庫補助金について、補助金交付要綱に基づき仕入控除税額に相当する金額を国庫へ返還するものでございます。</p> <p>4項、予備費につきましては、特段申し上げることはございません。</p> <p>投資、2億円の皆減につきましては、令和5年度に現金預金の効率的な運用のため計上していた有価証券購入費が減となるものでございます。</p> <p>27ページには、財務諸表における会計処理の基準、及び、手続を明確化した注記表でございます。</p> <p>以上で議案第1号「令和6年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」についての説明とさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第2号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定を整備するため、令和5年5月8日「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月1日から施行されることとなりました。</p> <p>この条例は、当該法改正を踏まえ、当企業団の会計年度任用職員に新たに勤勉手当の支給を行うため改正したいとするものでございます。</p> <p>改正内容について、新旧対照表にてご説明しますので、議案第2号参考資料をご覧ください。</p> <p>第19条の3において、会計年度任用職員に対しては支給の適用除外と規定している条文のうち、勤勉手当を規定する第15条を削除するもので、附則につきましては、施行期日を法の施行日、令和6年4月1日から施行したいとするものでございます。</p> <p>なお、この条例改正につきましては、令和6年度予算の中の人件費に関することから、予算案と同時に上程しております。</p> <p>以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。</p>



○議	長	これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第1号及び議案第2号を一括採決いたします。
○議	長	本案を可決することにご異議ございますか。  (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号及び議案第2号の2件は、いずれも可決されました。
○議	長	日程第7 議案第3号「中空知広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。  (局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	ただいま上程されました議案第3号「中空知広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。 この議案は、令和5年5月8日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行されることとなり、この法改正に伴って生じた条ずれに係る文言整理を行うため、条例を改正したいとしますものでございます。 改正内容について、新旧対照表にてご説明しますので、議案第3号参考資料をご覧ください。第5条につきまして、現行の「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改正するもので、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行したいとしますものでございます。 以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

○議	長	これより、議案第3号を採決いたします。
○議	長	本案を可決することにご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は可決されました。
○議	長	日程第8 議案第4号「中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。  (局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	ただいま上程されました議案第4号「中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。 令和5年5月19日に公布された「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が令和6年4月1日から施行されることとなり、この法改正を受けて、水道法の規定の一部が改正されることとなりました。 水道整備・管理行政のうち、水質または衛生に関する事務が厚生労働省から環境省へ、これ以外に関する事務は厚生労働省から国土交通省へと移管されることに伴う文言整理を行うため、本条例を改正したいとしますのでございます。 改正内容について、新旧対照表にてご説明しますので、議案第4号参考資料をご覧ください。第5条及び第37条につきまして、現行の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正するもので、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行したいとしますのでございます。 以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。

○議	長	これにて討論を終結いたします。 これより、議案第4号を採決いたします。
○議	長	本案を可決することにご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第4号は可決されました。
○議	長	日程第9 議案第5号「議会の議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のもの の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたし ます。
○議	長	提案理由の説明を求めます。  (局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	ただいま上程されました議案第5号「議会の議員の議員報酬及び特別職の職員 で非常勤のもの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につ いてご説明申し上げます。 現在、議会の議員等の旅費の日当及び宿泊料については、一般職の職員と同額 の支給に抑制する取扱いをしておりますが、昨今の物価上昇等を受けた宿泊代金 の上昇により、旅行に必要な費用を弁償するという旅費制度の趣旨に沿わなくな ってきております。 この実態に即し、当該取扱いを終了させるため関係条例等を精査したところ、 議会の議員等の旅費の額は「企業長が別に定める額」として整理されているため、 この条例本則の改正は要しませんが、附則に不要な文言があったため、その文言 を整理したいとするものでございます。 改正内容について、新旧対照表にてご説明しますので、議案第5号参考資料を ご覧ください。 附則につきまして、附則第2項を削り、附則第3項を第2項とする改正で、令 和6年4月1日から施行したいとするものでございます。 以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願 いいたします。
○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

○議	長	これより討論に入ります。討論ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。 これより、議案第5号を採決いたします。
○議	長	本案を可決することにご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号は可決されました。
○議	長	日程第10、これより「一般質問」を行います。配布しておりますプリントの順に従って行っていただきます。 なお、質問は一問一答方式で、15分以内の持ち時間制により行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに、要点を簡潔にするようお願いいたします。 また、質問は通告の範囲を厳守し、議案審査で既に解明された事項に渡らないようご留意願います。  (高田議員挙手)
○議	長	高田議員。
○高田議員		それでは通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。 まず、一つ目といたしまして、現在の水道料金の体系についてであります。 用途別の基本料金及び超過料金について、それぞれの内訳について伺いたいと思います。以上で一回目の質問とさせていただきます。
○議	長	高田議員の質問に対する答弁を求めます。  (原田局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	水道料金については、家事用、福祉用、業務用、浴場用、臨時用の5種類ございます。 家事用につきましては、基本水量が7㎡、基本料金は1ヶ月につき1,576円、基本水量を超える分の超過料金につきましては、1㎡につき255円です。 業務用につきましては、基本水量が15㎡、基本料金は1ヶ月につき3,964円、超過料金は、900㎡までは1㎡につき299円、900㎡を超える分については255円です。 浴場用につきましては、基本水量が100㎡、基本料金は1ヶ月につき10,

	<p>570円、超過料金は、1㎡につき122円です。</p> <p>臨時用、これは、工事等で一時的に使用する場合の用途になりますが、基本水量が10㎡、基本料金は1ヶ月につき6,606円、超過料金については、1㎡につき599円です。</p> <p>なお、福祉料金については、各構成市町が適用要件、料金体系を設定しているため、構成市町ごとに基本水量、基本料金、超過料金が異なっており、家事用から減額した分については各構成市町において費用負担していただいております。</p> <p>(高田議員挙手)</p>
○議長	高田議員。
○高田議員	<p>それでは2回目の質問をさせていただきます。</p> <p>今、基本水量そして料金についてお話がありました。その中で、家事用についてですけれども、7㎡まで1,576円とお話がありました。今後ですね、全国的に水道料金の値上がりが多くなっていくのかなと思うのです。さらに物価高騰で、例えば年金暮らしの方は大変でしょうから、基本水量が下がれば、少なく使用している方の助けになるのではないかと考えますが、2回目の質問といたしまして、家事用、基本料金の基本水量を7㎡としている理由と、そして今後、水道料金の見直しがある場合、家事用の基本料金に係る基本水量を7㎡より引き下げる考えがあるのかを伺いたいと思います。</p> <p>2回目の質問とさせていただきます。以上です。</p> <p>(原田局長挙手)</p>
○議長	局長。
○局長	<p>基本水量を7㎡としている理由ですが、令和2年4月に水道料金の改定を行っており、その際に水道料金審議会に適正な水道料金のあり方について諮問したところです。</p> <p>審議会において、基本水量についても議論をしていただきましたが、使用水量の状況を調査した結果、家事用においては、1ヶ月当たりの使用水量が7㎡の世帯件数が最も多く、料金改定前から採用していた基本水量である7㎡を継続とすることが妥当との答申を受けました。</p> <p>これを踏まえて、家事用の基本水量を設定したところです。</p> <p>2点目の基本水量の見直しの考えについて、今後、料金の見直しが必要となった場合には、前回同様の手続きで進めることになると思いますが、その際には使用水量等の実態を調査し、利用者間の公平性など、水道料金全体のバランスを考慮したうえで、基本水量のあり方を含めた料金体系の検証を行っていきたいと考えております。</p> <p>(高田議員挙手)</p>
○議長	高田議員。

<p>○高田議員</p> <p>○議長</p> <p>○議長</p> <p>○議長</p> <p>○議長</p>	<p>それでは、令和2年4月の水道料金審議会にて調査を行って、7 m<sup>3</sup>を使われている方が多いというお話がありました。そんな中でもこれから全国的に値上がり、ただ都市部におきましてはもうちょっと安い金額で使うことができたということもありますが、物価高騰で大変な日々を過ごされている方がたくさんいらっしゃいます。そして、節約したり、切り詰めたり、少しの量しか使わない方も中にはいらっしゃいます。そこはやはりですね、値上がりといった時に、少しでも支払う金額を少なくなるように、今後、先ほどの答弁で料金の見直しが必要となった場合の使用量について実態を調査し、全体のバランスを見ながら検証していくというお話がありましたけれども、ぜひ、基本水量についての検討もそういった場合にはしていただきたいと思います。以上です。</p> <p>以上を持ちまして高田議員の一般質問を終了いたします。</p> <p>これを持ちまして、一般質問を終了いたします。</p> <p>以上を持ちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和6年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>
--	--

閉会 午後1時35分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員